

RealNarrators4 ソフトウェア使用許諾契約書

重要: RealNarrators4 および付帯媒体(以下、「本ソフトウェア」といいます)をご使用になる前に、本使用許諾契約書の条項をよくお読み下さい。

当、ソフトウェア使用許諾契約書は、お客様と株式会社スカイフィッシュ(以下、「スカイフィッシュ」といいます)との間の契約になります。

下記の全ての条件にご同意いただけた場合は、本ソフトウェアを使用することができます。下記の全ての条件にご同意いただけない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条 知的所有権

1. お客様は、本使用許諾契約の対象となるパッケージ内にある本ソフトウェアを使用することができますが、本ソフトウェアの知的所有権を所有するわけではありません。本ソフトウェアの知的所有権は、スカイフィッシュ、または、スカイフィッシュへのソフトウェア供給者が所有しています。

第2条 使用許諾

1. お客様は、ライセンス有効期間内において本ソフトウェアを譲渡不能かつ非独占的に利用することができます。
2. お客様に正式に提供されている本ソフトウェアを収録した DVD-ROM1 枚（ダウンロード版の場合は、ダウンロード用プログラム 1 データ）につき 1 ライセンスが付属し、お客様は 1 ライセンスにつき 1 台のコンピューターで本ソフトウェアを動作させることができます。2 台以上のコンピューターで本ソフトウェアを動作させる必要がある場合は、追加ライセンスを購入していただく必要があります。また、仮想環境や共有環境、リモート接続の形態で本ソフトウェアを動作させることはできません。フローティングライセンス契約を結んでいる場合は、契約数に基づいた台数でご使用できます。
3. お客様が本ソフトウェアを使用する権利を有することを判断するために、本ソフトウェアをコンピューターにインストールする際にユーザー登録が必要となります。ユーザー登録に於いて、担当者名、法人名、部署名、連絡先、購入元などのお客様に関する情報、本ソフトウェアがインストールされたコンピューターのシステム情報がスカイフィッシュに送信されます。お客様は、これらの情報提供に同意をするものとします。

第3条 禁止事項

1. お客様は、本ソフトウェアを複製すること(DVD-ROM、またはダウンロード用プログ

ラムからハードディスクやメモリ領域への複製、ハードディスクから他の記録媒体への複製、本ソフトウェアを含むアーカイブの作成、ネットワークへの送信などを含む)はできません。 バックアップ目的による複製もできません。

2. お客様は、スカイフィッシュの同意なしに、本ソフトウェアに対する改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル等を行なうことはできません。
3. お客様は、本ソフトウェアを第三者に使用させることはできません。また、本ソフトウェアの譲渡や転売、貸出業務に使用することもできません。
4. お客様は、お客様が所属する法人内以外に本ソフトウェアを譲渡することはできません。
5. お客様は、お客様が所属する法人内以外にライセンスを移動することはできません。
5. お客様は、本ソフトウェアの録音機能（合成音声データをファイル保存するための製品機能）を有していない製品グレードにおいて、サードパーティ製ソフトウェアやハードウェア機器などを用いて録音を行い、音声データを保存、または、二次利用することはできません。
6. お客様は、お客様が所有する本ソフトウェアのライセンス数を超過した本ソフトウェアの使用はできません。
7. お客様は、禁止事項のいずれかに違反し、スカイフィッシュに損害を与えた場合には、お客様は賠償の責任を負うものとします。

第4条 仕様の変更

1. スカイフィッシュは、お客様の事前の許可あるいはお客様への事前の通告なしに、本ソフトウェアの仕様変更を行なう場合があります。

第5条 ユーザーサポートサービス

1. 本ソフトウェアに関するユーザーサポートサービスの提供範囲は、本ソフトウェアおよび付属マニュアル、スカイフィッシュが提供するウェブページに記載した内容に限るものとします。
2. スカイフィッシュは、以下のいずれかに該当するお客様に対してユーザーサポートサービス提供の義務を負わないものとします。
 - a) 本ソフトウェアをあらかじめ定める使用環境以外でご使用のお客様
 - b) 本ソフトウェアを使用権の対価を支払うことなく、体験版またはデモンストレーション版としてご使用のお客様
 - c) 本ソフトウェアを不正な方法で入手されたお客様
 - d) ユーザー未認証状態でご使用のお客様
 - e) 本ソフトウェアをお客様が所有するライセンス数を超えた台数のパソコンにインストールしてご使用されたお客様

- f) ユーザー認証と異なる環境でご使用のお客様
3. スカイフィッシュは以下の場合において、お客様への事前の通知を行うことなくユーザーサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - a) ユーザーサポートサービス業務に関連するシステムのいずれかに対して緊急保守を行う場合
 - b) 火災、停電等の不可抗力および第三者の妨害等により、サービスの提供またはシステムの運用ができなくなった場合
 - c) 天災またはこれに類する事由により、サービスの提供またはシステムの運用ができなくなった場合
 - d) 上記以外の緊急事態により、スカイフィッシュがサービスの提供またはシステムの運用ができなくなった場合
 4. 前各項に関わらず、本ソフトウェアのユーザーサポートサービスを終了した場合もお客様に対するサポートサービス提供の義務を負わないものとします。なお、ユーザーサポートサービス終了製品に関しては、スカイフィッシュが提供するウェブページ上で告知するものとします。
 5. 本ソフトウェアに関するスカイフィッシュの保証は、以上のみに限定します。

第6条 保証および責任

1. 本ソフトウェアの内容が DVD-ROM（ダウンロード版の場合は、ダウンロード用プログラムデータ）に正しく記録されていなかった場合、購入日を含め 30 日以内に DVD-ROM（ダウンロード版の場合は、ダウンロード用プログラムデータ）をスカイフィッシュにご返送いただくことにより、無償で代替品（ダウンロード版の場合は、ダウンロード用プログラムデータ）をお送りいたします。
2. 第 1 項の保証期間中、お客様の過失および故意による損傷や紛失の場合は適用されません。
3. 第 1 項の期間が経過した後に DVD-ROM が損傷および紛失した場合、DVD-ROM をスカイフィッシュにご返送いただくことにより、その時点でスカイフィッシュの定める金額にて代替品をご購入いただくことができます。
4. 第 1 項において明示する場合を除き、本ソフトウェア、付属マニュアル、電子文書または第 5 条に定義されるユーザーサポートサービスに関して、一切の保証を行いません。
5. 本ソフトウェア、付属マニュアル、電子文書の紛失、盗難、事故および誤作動に起因するすべてのお客様の損害について一切の保証はいたしません。
6. 本ソフトウェア、付属マニュアル、電子文書の使用、ユーザーサポートサービスならびに第 5 条第 2 項、第 3 項および第 4 項によりユーザーサポートサービスの提供を受けられないことに起因して、お客様またはその他の第三者もしくは両者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益、その他のいかなる損害に関して、スカイフィッシュは一切の責

任を負わないものとします。事前にかかる損害の可能性について知らされていた場合も同様です。

7. 本ソフトウェアに関する保証は、以上のみに限定します。

第7条 免責

1. スカイフィッシュは、本ソフトウェアの機能がお客様の要求を満たすこと、およびエラー、バグ等の不具合がないこと、若しくは本ソフトウェアが中断なく稼動すること又は本ソフトウェアの使用が、お客様及び第三者に損害を与えないことを保証するものではありません。

2. スカイフィッシュは、本ソフトウェアを使用したことによる直接的、間接的損害について、賠償責任を一切負わないものとします。

3. 本製品、付属マニュアル、電子文書の使用、ユーザーサポートサービスならびに第5条2項、3項および4項によりユーザーサポートサービスの提供を受けられないことに起因して、お客様またはその他の第三者もしくは両者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益、その他のいかなる損害に関して、スカイフィッシュは一切の責任を負わないものとします。事前に弊社にかかる損害の可能性について知らされていた場合も同様です。

4. お客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、スカイフィッシュは一切責任を負わないものとします。

第8条 本ソフトウェアで生成される合成音声データの利用可能範囲

1. お客様は、第3条4項ならびに、第8条2項から7項までの場合を除き、お客様の事業所内での放送、お客様の事業所内で使用するコンテンツ、お客様名義のウェブサイト、お客様名義で動画共有サイトへアップロードするコンテンツ、お客様が配布する電子コンテンツにおいて、合成音声データを無償で利用することができます。

2. 合成音声データを直接的、間接的な有償サービス用途に利用する場合、別途、二次利用費用が発生いたします。

3. 合成音声データを放送役務など公共用途に利用する場合、別途、二次利用費用が発生します。

4. 合成音声データをお客様の所在場所以外の複数の情報端末などに組み込む場合、別途、端末ごとに追加ライセンスが必要となります。

5. 合成音声データを公共道德、社会秩序、公序良俗に反する用途にはご利用いただけません。

6. 反社会的勢力に関連する法人・団体はご利用いただけません。

7. 反社会的勢力に関連するコンテンツ内容にはご利用いただけません。

第9条 契約期間

1. 本契約は、お客様が本ソフトウェアをコンピューターにインストールした日より発効するものとし、ライセンス期間中において有効とします。
2. お客様は、本ソフトウェア（コンピューターにインストールしたプログラムを含む）を破棄することにより本契約をいつでも解約することができます。
3. 株式会社スカイフィッシュは、お客様が本契約のいずれかの条項に違反していると株式会社スカイフィッシュが判断した場合、お客様への事前の通告なしに本契約を解約することができます。お客様は株式会社スカイフィッシュより契約解約の通告を受けた場合、速やかに本ソフトウェアを自らの負担で破棄するものとし、破棄の事実を株式会社スカイフィッシュに文書で通知するものとしします。

第 10 条 一般条項

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとしします。
本契約に関する係争の解決については、宇都宮地方裁判所を専属管轄裁判所とします。
2. 本ソフトウェアは日本国内でのみ使用できます。本ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用したい場合、適用される国内外の輸出管理法令、法律、命令等に従い、利用者の自己責任の下で使用をするものとしします。
3. 第 10 条 2 項においては、第 6 条、ならびにユーザーサポートサービスの適用外となります。

2025 年 5 月 7 日 株式会社スカイフィッシュ